マイクロソフトソフトウェア使用許諾契約書

Microsoft SQL Server 2005 Developer Edition

本使用許諾契約書 (以下「本契約書」といいます) の条項は、貴社と Microsoft Corporation(または貴社の居住地によってはその関連会社)との契約を構成します。以下の条項を注意してお読みください。本契約書は、上記のソフトウェアおよびソフトウェアが記録された媒体 (以下総称して「本ソフトウェア」といいます) に適用されます。また、本契約書は、以下の関連するマイクロソフト製品に、別途固有の使用許諾契約書が付属していない場合には、これらの製品にも適用されるものとします。

- 更新プログラム
- 追加物
- インターネットベースのサービス
- サポート サービス

なお、これらの製品に別途固有の使用許諾契約書が付属している場合には、当該使用許諾契約書が適用されるものとします。

本ソフトウェアを使用することにより、貴社は本契約書に同意されたものとします。本契約書に同意されない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。この場合、未使用の本ソフトウェアを購入店へご返品されることにより、お支払いいただいた金額の払戻しを受けられる場合があります。 購入店から払戻しを受けられない場合、マイクロソフトまたは最寄りのマイクロソフトの関連会社までご連絡ください。連絡先については、www.microsoft.com/worldwideをご参照ください。日本国内では、03-5454-8000までご連絡いただくか、または www.microsoft.com/japan/をご参照ください。

お客様が本契約に同意される場合、お客様が取得した各ライセンスに対し以下が許諾されます。

1. 総則

- **a. 本ソフトウェア** 本ソフトウェアには、開発ツール、ソフトウェア プログラム、およびドキュメントが含まれます。
- b. **ライセンスの形態** 本ソフトウェアはユーザー毎に使用許諾されます。

2. インストールおよび使用に関する権利

- **a.** 一般条項 1 人のユーザーが、お客様のプログラムの設計、開発、テストおよびデモンストレーションを行うために、本ソフトウェアの複製をインストールして使用することができます。テストには、製品としての使用以前に本サーバー上へコンテンツをローディングする等、製品環境でのステージングは含まれないものとします。
- b. 対象となるマイクロソフト製プログラム 本使用許諾契約の条項は、本ソフトウェアに含まれるすべてのマイクロソフト 製プログラムに適用されます。これらのプログラムのいずれかに付属する使用許諾契約の条項によって、本使用許諾 契約の条項との間に明白な不一致がないその他の権利がお客様に付与される場合、お客様はそれらの権利も有しま す。

3. 追加のライセンス条件および追加の使用権

- **a. ユーザーによるテスト** お客様のエンドユーザーは、お客様のプログラムの受入試験を行うために本ソフトウェアに アクセスすることができます。
- b. デモンストレーション お客様の内部ネットワークにアクセスできるあらゆる者は、本ソフトウェア上でお客様のプログラムをデモンストレーションする目的のために、本ソフトウェアの複製をインストールして使用することができます。これらの複製は、他のいかなる目的にも使用することはできません。
- **c. 再頒布可能コード** 本ソフトウェアには、お客様が開発されたプログラムに含めて再頒布可能な再頒布可能コードが 含まれています。ただし、以下の条件に従うものとします。
 - i. 使用および再頒布の権利 以下に記載するコードおよびテキスト ファイルを「再頒布可能コード」と定義します。
 - <u>サンプル コード</u>お客様は、「sample」のマークが付いたコードのソース コードおよびオブジェクト コードを改変、コピーおよび頒布することができます。
 - <u>第三者による再頒布</u>お客様は、お客様のプログラムの頒布者に対して、かかるプログラムの一部として再 頒布可能コードのコピーおよび頒布を許可することができます。
 - ii. 再頒布の条件 お客様は、お客様が頒布するあらゆる再頒布可能コードにつき、以下に従わなければなりません。

- お客様のプログラムにおいて再頒布可能コードに重要な新しい機能を追加すること
- お客様のアプリケーションのエンドユーザーとの間において、本契約と同等以上に再頒布可能コードを保護する条項を含む使用許諾契約を締結すること
- お客様のアプリケーションにお客様名義の有効な著作権表示を行うこと
- お客様のプログラムの頒布または使用に関するクレームについて、マイクロソフトを免責、保護、補償すること (弁護士費用についての免責、保護、補償も含む)

iii. 再頒布の制限 次の行為は一切禁止されています。

- 再頒布可能コードにおける著作権、商標または特許の表示を改変すること
- お客様のプログラムの名称の一部にマイクロソフトの商標を使用したり、お客様の製品がマイクロソフト から由来したり、マイクロソフトが推奨するように見せかけること
- Windows プラットフォーム以外のプラット フォームで実行するプログラムにおいて再頒布可能コードを再 頒布すること
- 再頒布可能コードを悪質、詐欺的または違法なプログラムに組み込むこと
- 除外ライセンスのいずれかの条項が適用されることとなるような方法で再頒布可能コードのソース コード を改変または再頒布すること。「除外ライセンス」とは、使用、改変または再頒布の条件として以下の条件を満たすことを要求するライセンスです。
 - コードをソース コード形式で公表または頒布すること
 - 他者が改変を行う権利を有すること
- **4. インターネットベースのサービス** マイクロソフトは、本ソフトウェアについてインターネットベースのサービスを提供します。マイクロソフトはいつでもこのサービスを変更または中止できるものとします。
- 5. ベンチマーク テスト お客様は、マイクロソフトの事前の書面による承諾なくして、本ソフトウェアのベンチマーク テストの結果を第三者に開示することはできません。ただし、この制限は Microsoft .NET Framework (以下を参照) には適用されません。
- **6. Microsoft .NET Framework のベンチマーク テスト** 本ソフトウェアには、Windows オペレーティング システム の.NET Framework コンポーネント(以下「.NET コンポーネント」といいます)が含まれています。お客様は、.NET コ ンポーネントの内部ベンチマーク テストを実施することができます。お客様は、以下の条件に従うことを条件に、.NET コンポーネントのベンチマーク テストの結果を開示することができます。(1) お客様が開示する内容には、ベンチマー ク テスト方法の完全かつ正確な詳細説明、テスト スクリプト/ケース、適用した同調パラメータ、テストしたハードウ ェアおよびソフトウェア プラットフォーム、テストの実行に使用された第三者のテスト ツールの名前とバージョン、 お客様によって、またはお客様のために開発され、.NET コンポーネントと競合製品の両方に使用されたテスト用ベンチ マーク スイート/ハーネスの完全なソースコードなど、追試に必要な情報がすべて含まれている必要があります。(2) お 客様が開示する内容には、ベンチマーク テストの実施日、.NET コンポーネントを含むテスト対象マイクロソフト ソフ トウェアのバージョン情報も含まれている必要があります。(3) お客様のベンチマーク テストは、ソフトウェア付属の 文書やマイクロソフトのサポート Web サイトに記載されたあらゆるパフォーマンス調整およびベスト プラクティスの ガイダンス、ならびに .NET コンポーネントおよび関連するマイクロソフト オペレーティング システムについて利用可 能な最新のアップデート、パッチ、修正を使用して実施されるものとします。(4) お客様のベンチマーク テスト結果の 公開すべてが必要な開示情報すべてを含む公のサイトで行われることが明らかである限り、上記の情報の開示を Web サイトなどの公にアクセス可能な場で行えば十分です。(5)本条項のどの部分も、お客様がベンチマークテストを行わ なければならないその他の権利を放棄するものとはみなされません。前項の義務は、.NET コンポーネントのカスタマイ ズされたベンチマーク テスト結果の開示には適用されません。この場合、このような開示は、各顧客の要求に関連して 極秘で行われます。これらの顧客のアプリケーションは特別な方法でテストされ、その結果は特定の顧客に対してのみ 開示されるものとします。マイクロソフトと別段の合意があっても、お客様がかかるベンチマーク テスト結果を公表し た場合、マイクロソフトは、上述の条件と同じ条件に従うことを条件に、.NET コンポーネントと競合するお客様のソフ トウェアについてマイクロソフトが実施したベンチマーク テストの結果を公表する権利を有します。
- 7. ライセンスの適用範囲 本ソフトウェアは許諾されるものであり、販売されるものではありません。本契約書は、お客様に本ソフトウェアを使用する限定的な権利を付与します。マイクロソフトはその他の権利をすべて留保します。適用される法令により本契約書上明示的に許諾された内容を超える権利が付与される場合を除き、お客様は本契約書で明示的に許可された方法でのみ本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、本ソフトウェアに組み込まれた使用方法を制限する技術的制限に従うものとします。詳細については、www.microsoft.com/licensing/userights をご参照ください。次の行為は一切禁止されています。

- 本ソフトウェアの技術的な制限を回避する方法で利用すること
- 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすること
- 本契約書で規定された以上の数の本ソフトウェアの複製を作成すること
- 第三者が複製できるように本ソフトウェアを公開すること
- 本ソフトウェアをレンタル、リース、または貸与すること
- 本ソフトウェアを商用ホスティング サービスで使用すること
- **8. バックアップの複製** お客様は、本ソフトウェアのバックアップの複製を 1 つ作成することができます。お客様は、本 ソフトウェアを再インストールするためにのみ複製を使用することができます。
- **9.** ドキュメント お客様のコンピュータまたは内部ネットワークに正規にアクセスできる方は、内部的な参照目的に限り、ドキュメントを複製して使用することができます。
- **10. ACADEMIC EDITION** 本ソフトウェアに「アカデミック パック」、「Academic Edition」または「AE」と明記されている場合、お客様は「アカデミック パック使用対象者」として指定されている方でなければなりません。お客様がアカデミック パック使用対象者かどうかについては、www.microsoft.com/education *をご覧になるか、*または最寄りのマイクロソフトの関連会社までお問い合わせください。
- 11. 第三者への譲渡 本ソフトウェアの最初のユーザーは、本ソフトウェアおよび本契約を直接第三者に譲渡することができます。本ソフトウェアを譲渡する前に、本ソフトウェアの譲受人は本契約書が譲渡および本ソフトウェアの使用に適用されることに同意しなければなりません。最初のユーザーは、デバイスと分離して譲渡する場合、譲渡する前に本ソフトウェアをデバイスからアンインストールする必要があります。最初のユーザーは、本ソフトウェアの複製を一切保持することができません。
- **12. 輸出規制** 本ソフトウェアはアメリカ合衆国および日本国の輸出に関する規制の対象となります。お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法 (輸出対象国、エンドユーザーおよびエンドユーザーによる使用に関する制限を含みます) を遵守することに同意されたものとします。詳細については www.microsoft.com/exporting をご参照ください。
- **13. サポート サービス** マイクロソフトは、本ソフトウェアに対し <u>www.support.microsoft.com/common/international.aspx</u> で説明されるサポート サービスを提供します。
- **14. 完全な合意** 本契約書 (下記の品質保証規定を含みます)、その補足条項、および追加物、更新プログラム、インターネットベース サービス、ならびにサポート サービスに関する条件は、本ソフトウェアおよびサポート サービスについての お客様とマイクロソフトとの間の完全なる合意です。

15. 準拠法

- a. 日本 お客様が本ソフトウェアを日本国内で入手された場合、本契約は日本法に準拠するものとします。
- **b. 米国** お客様が本ソフトウェアをアメリカ合衆国内で入手された場合、抵触法に関わらず、本契約の解釈および契約 違反への主張は、アメリカ合衆国ワシントン州法に準拠するものとします。消費者保護法、公正取引法、および違法行為を含みますがこれに限定されない他の主張については、お客様が所在する地域の法律に準拠します。
- **c. 日本及び米国以外** お客様が本ソフトウェアを日本国及びアメリカ合衆国以外の国で入手された場合、本契約は適用される地域法に準拠するものとします。
- **16. 法的効力** 本契約書は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域や国によっては、その他の権利を有する場合があります。また、お客様が本ソフトウェアを取得された第三者に関する権利を有する場合もあります。本契約書は、お客様の地域または国の法律が当該法律に基づく権利の変更を許容しない場合、それらの権利を変更しないものとします。
- 17. 責任の制限および除外 マイクロソフトおよびその供給者の責任は、お客様が本ソフトウェアについて実際に支払った 金額を上限とする直接損害に限定されます。その他の損害 (派生的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、または付随 的損害を含みますがこれらに限定されません) に関しては、一切責任を負いません。

この制限は、以下に適用されるものとします。

- 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ (コードを含みます) または第三者の プログラムに関連した事項
- 契約違反、保証違反、無過失責任、または不法行為(適用法で許可されている範囲において)

また、以下の場合においても、制限が適用されるものとします。

- 本ソフトウェアの修理、交換、または払戻しを行ってもお客様の損失が完全に補償されない場合
- マイクロソフトがこのような損害の可能性について知らされていた場合

一部の地域では付随的、派生的損害の免責、または責任の制限を認めないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。また、一部の国では付随的、派生的、およびその他の損害の免責、または責任の制限を認めないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

品質保証規定

- **A. 限定保証** お客様が説明書に従うことを条件に、本ソフトウェアは、本ソフトウェアに含まれた、または同梱されたマイクロソフトのの資料に実質的に従って動作します。
- B. 保証期間、保証の対象、黙示の保証の期間 品質保証規定は、最初のユーザーが本ソフトウェアを取得後 1 年間有効です。1 年の有効期間内に追加物、更新プログラム、または交換ソフトウェアを入手された場合、それらは有効期間の残存期間中、または入手後 30 日間のいずれか遅く到来する日まで保証されます。最初のユーザーが本ソフトウェアを譲渡した場合、残りの有効期間は本ソフトウェアの譲受人に適用されます。

法律上許容される最大限において、適用法によりお客様に与えられる黙示の保証または条件は、品質保証規定で定義された有効期間に限定されるものとします。一部の地域では黙示の保証の期間の制限を認めないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。また、一部の国では黙示の保証または条件の有効期間の設定を認めないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

- **C. 免責** マイクロソフトは、お客様の行為 (または不履行)、もしくは第三者の行為による、またはその他のマイクロソフト が制御不能な事項を原因とした問題については一切責任を負いません。
- D. 保証違反に対する救済マイクロソフトは、無償で本ソフトウェアを修理または交換します。本ソフトウェアの修理または交換が不可能な場合、お客様の領収書に記載された本ソフトウェアの代金を返金します。マイクロソフトは、無償で追加物、更新プログラムおよび交換ソフトウェアを修理または交換します。これらの修理または交換が不可能な場合、お客様が追加物、更新プログラムおよび交換ソフトウェアに対してお支払いになられた代金を返金します。返金を受けるには、本ソフトウェアをアンインストールし、領収書と共にマイクロソフトに返品する必要があります。これらが、保証違反に対するお客様の唯一の救済手段となります。
- E. 変更できない消費者権利 本契約書が変更できないお客様の地域の法令による追加の消費者の権利が存在する場合があります。
- **F. 保証に関するお問い合わせ** 領収書などのご購入の証明が必要になります。
 - **1. 米国およびカナダ** 米国またはカナダで入手された本ソフトウェアに関する保証サービスもしくは返金に関して不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。
 - (800) MICROSOFT
 - Microsoft Customer Service and Support, One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399
 - www.microsoft.com/info/nareturns.htm。
 - 2. **ヨーロッパ、中東、およびアフリカ** 本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリカで入手された場合、 Microsoft Ireland Operations Limited がこの品質保証規定を履行します。保証サービスをお求めの場合、下記の連絡 先までご連絡ください。
 - Microsoft Ireland Operations Limited, Customer Care Centre, Atrium Building Block B, Carmanhall Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland
 - 貴社の地域のマイクロソフト子会社 (www.microsoft.com/worldwide)。
 - 3. 米国、カナダ、ヨーロッパ、中東、およびアフリカ以外の地域</mark>購入店から払戻しを受けられない場合、マイクロソフトまたは最寄りのマイクロソフトの関連会社までご連絡ください。連絡先については、 www.microsoft.com/worldwide をご参照ください。日本国内では、03-5454-8000 までご連絡いただくか、または www.microsoft.com/japan/をご参照ください。
- **G. 無保証 本ソフトウェアの品質保証規定は、お客様がマイクロソフトから直接受けられる唯一の直接的保証となります。他の明示的な保証は規定しません。法律上許容される最大限において、商品性、特定目的に対する適合性、非侵害性に関する黙示の保証については一切責任を負いません。**適用法により黙示の保証が確保されている場合、本条に関わらず、お客様に与えられる救済手段は、法律上許容される最大限において、上記「保証違反に対する救済」の条項で規定された救済手段に限定されるものとします。
- H. 保証規定違反に関する責任の制限および除外 上記の「無保証」の規定は、品質保証規定の違反にも適用されるものとします。

この保証規定は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、地域や国によって異なる追加の権利が存在する場合もあります。